

●科学者委員会運営要綱

（平成 17 年 10 月 4 日
日本学術会議第 1 回幹事会決定）

（組織）

第 1 科学者委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第 5 条第 1 号担当）、各部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）、地区会議代表幹事会の 1 名の会員及び必要に応じて会員又は連携会員から選ばれる 4 名以内の委員をもって組織する。

（分科会）

第 2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。分科会の設置期限は当該期末までとし、委員長は期首及び適時に分科会の設置について幹事会に提案する。

分科会	調査審議事項	構成	備考
男女共同参画分科会	1. 第 5 次男女共同参画基本計画の策定に向けた課題の検討 2. 大学・研究機関・学協会における女性活躍推進のための方策についての検討 3. ジェンダー関連分科会の活動の総括と課題の整理 4. 学術におけるダイバーシティ推進に向けた方策の検討 に関すること	各部の 4 名以内の会員及び委員会の 5 名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	設置期間：平成 29 年 11 月 24 日～平成 32 年 9 月 30 日
Gender Summit 10 フォローアップ小分科会	1. Gender Summit 10 の成果検証 2. Gender Summit 10 東京宣言の具体的実践方法の模索 3. 新たな課題の抽出 4. Gender Summit 10 検証関連事項に関する科学者コミュニティと社会の啓発に関すること	各部の 2 名以内の会員及び分科会の 5 名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	設置期間：平成 30 年 3 月 30 日～平成 32 年 9 月 30 日
学術体制分科会	1. 第 6 期科学技術基本計画に向けた検討 2. 大学・研究機関の経営・評価に関する検討	各部の 4 名以内の会員及び委員会の 6 名以内の委員並びに会員又は連携	設置期間：平成 29 年 11 月 24 日～平成 32 年 9 月 30 日

	<p>3. 学術体制・学術法制の国際比較調査・課題の整理</p> <p>4. 学際的・文理融合的な研究を推進するための体制づくりの検討に関すること</p>	<p>会員若干名</p>	
学協会連携分科会	<p>1. 日本学術会議と学協会の連携強化に向けた検討</p> <p>2. 学協会相互の連携に対する支援と関連諸問題の検討</p> <p>3. 学協会法人化に伴う諸問題の検討</p> <p>4. 学会誌・学術雑誌に関わる諸問題の検討に関すること</p>	<p>各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>設置期間：平成29年11月24日～平成32年9月30日</p>
学協会法人化問題検討小委員会	<p>1. 学協会法人化問題の解決に向けた提言の素案作成</p> <p>2. 学協会法人化問題の解決に向けた活動に係る審議に関すること</p>	<p>20名以内の会員若しくは連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者</p>	<p>設置期間：平成30年6月28日～平成32年9月30日</p>
研究計画・研究資金検討分科会	<p>1. 大型研究の計画に関する検討・審査</p> <p>2. 研究資金（科研費・寄付金等）に関する諸問題の検討</p> <p>3. 研究評価基準に関する問題の整理と課題の抽出に関すること</p>	<p>各部の3名以内の会員及び委員会の4名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>設置期間：平成29年11月24日～平成32年9月30日</p>
学術と教育分科会	<p>1. 基礎科学力強化に向けた課題の検討</p> <p>2. 「参照基準」のフォローアップのとりまとめ</p> <p>3. 大学院のあり方と研究者養成との関係についての検討</p>	<p>各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名</p>	<p>設置期間：平成29年11月24日～平成32年9月30日</p>

	4. 教育に関わる重要問題についての分野横断的検討 に関すること		
ゲノム編集技術に関する分科会	1. ゲノム編集技術を用いたヒト生殖細胞、胚を用いた研究のあり方 2. ゲノム編集技術を用いた医療問題に適宜対応する体制のあり方 3. ゲノム編集技術によりもたらされる、医療分野、農業分野に共通した諸問題に関する検討 に関すること	各部の4名以内の 会員及び委員会の 6名以内の委員並 びに会員又は連携 会員若干名	設置期間：平成 30年4月26日 ～平成32年9 月30日

(庶務)

第3 委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第一担当及び審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日日本学術会議第5回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年9月21日日本学術会議第24回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成18年10月26日日本学術会議第28回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年11月22日日本学術会議第46回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日日本学術会議第48回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成20年12月25日日本学術会議第70回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年2月26日日本学術会議第72回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日日本学術会議第92回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年5月27日日本学術会議第96回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日日本学術会議第135回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年4月23日日本学術会議第172回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年1月29日日本学術会議第208回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年7月24日日本学術会議第216回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日日本学術会議第223回幹事会決定）
この決定は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年3月24日日本学術会議第226回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年8月26日日本学術会議第233回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年11月24日日本学術会議第257回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年12月22日日本学術会議第258回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年2月22日日本学術会議第260回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日日本学術会議第261回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年4月26日日本学術会議第263回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年6月28日日本学術会議第265回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。